

補助対象設備	補助要件
太陽光発電設備及び蓄電池	(太陽光発電設備) (1) 定格発電出力（太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ一定格出力の合計値のいずれか低い方をいう。以下、同じ。）が10kW以上であること。 (2) 補助対象事業で導入する蓄電池と同時に設置し、一体的に使用するものであること。 (3) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。 (4) 常用の設備であること。 (5) 発電電力量を測定する専用の計測装置を取り付けること。 (6) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。 (7) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されており、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 (8) 設置する同一の補助対象設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しないこと。 (9) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。 (10) 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。 (11) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。 (12) 補助対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。 (13) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 (14) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 (15) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のア～シは全て遵守すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。 エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。 カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 キ 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

	シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加 入するよう努めること。 (16) P P A の場合、P P A 認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当 分がサービス料金から控除されるものであること（P P A 認定事業者が埼玉県内に本 社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる。）。サ ービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入し た補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な 措置等を証明できる書類を具備すること。 (17) リースの場合、リース認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当 分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控 除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用 年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備す ること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リ ース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担 保すること。 (18) 次のア、イのいずれかを満たすこと。 ア 需要家の敷地内に補助対象事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費す る電力量を含めて 50%以上を埼玉県内の需要家が消費すること。 イ 需要家の敷地外に補助対象事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力 を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 (蓄電池) (1) 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。 (2) 常用の設備であること。 (3) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。 (4) JIS 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 (5) 設置する同一の補助対象設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助 金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるもの を含む。）を利用しない事業であること。 (6) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。 (7) 蓄電容量が 4.0kWh 以上であること。 (8) 補助対象事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。 (9) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時におい て充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 (10) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (11) 以下を満たす蓄電システムであること。 【4,800Ah・セル以上の蓄電システムを導入する場合：ア、イを満たすこと。】 ア 11.9 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めるこ と。 イ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであ ること。 【4,800Ah・セル未満の蓄電システムを導入する場合：ア～キの全てを満たすこと。】 ア 12.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムとなるよう努めるこ と。 イ 蓄電池パッケージ 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装 置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を 一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値 のいずれか低い方を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。 ウ 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービ ス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。 (ア) 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側 の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法につ いては、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電シ ステムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）。
--	---

	(イ) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (ウ) 出力可能時間の例示 a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。 (エ) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。 (オ) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 (カ) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。 エ 蓄電池部安全基準 JIS C8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。 オ 蓄電システム部安全基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JISC 4412-2 の規格も可とする。 ※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。 カ 震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。 キ 保証期間 メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者以外の保証 (販売店保証等) は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。 ※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。 ※JEM 規格で定義された初期実効容量 (計算値と計測値のいずれか低い方) が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。 (12) PPA の場合、PPA 認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること (PPA 認定事業者が埼玉県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の 4/5 とすることができる。)。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
--	---

	(13) リースの場合、リース認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
--	--